

【概要】2013年度税制改正に関する要望

2012年8月7日
(公社)関西経済連合会

前文 (基本認識)

- 健全な財政は、企業活動や国民生活のベースであり、景気の好調不調に関わらず、絶え間ない歳出の削減努力と安定財源の確保によってこれを維持せねばならない。一方、長引くデフレ経済による税収の落ち込み等により、わが国の財政は危機的な状況にあり、財政再建はまさに待ったなしの正念場である。
- この危機を回避する為に、「膨張する社会保障費の抑制」、「消費税率引き上げによる安定財源の確保」、「成長戦略の着実な実行」を三位一体で実行に移すことが必要である。
- こうしたことから、本提言は経済成長と雇用維持・創出の牽引役たる企業の円滑な活動を阻害する要因を排除し、また財政再建を果たすことで社会保障の維持を可能とさせるための税制改正を要望するものである。

要望項目について

1. 国の財政再建を支える税制改正(国の安定財源確保と歳出抑制)

(1)消費税(2015年10月まで)

①消費税率の5%引き上げ

- 年金物価スライド停止、新たな社会保障支出増加は社会保障給付費の削減から捻出すべき。

②共通番号制度と合わせた給付付き税額控除制度の早期導入

③二段階での消費税率引き上げに伴う企業負担の軽減

- 消費税率引き上げのたびに、内税・外税方式の変更を安易に行わない。

(2)消費税(2020年度まで)

①消費税率を少なくとも15%まで引き上げ

②軽減税率導入の検討

- 仮に消費税率を15%超に引き上げる際には、軽減税率導入を検討。ただし、導入については給付付き税額控除制度と軽減税率を十分比較したうえでどちらか一方を採用。

③インボイス方式の導入

- 軽減税率の導入と合わせインボイス方式の導入を検討。

④基礎年金の消費税を中心とした全額税方式への段階的な移行

- 消費税率を少なくとも15%まで引き上げることを前提に、基礎年金は消費税を中心とした全額税方式へ段階的に移行すべき。

2. 産業空洞化の防止と成長力の創出・強化を支える税制改正

(1)法人課税(国税・2013年度改正)

①投資減税の導入・投資促進に係る租税特別措置の恒久化

- グリーン投資減税に関しては期限延長及び措置の恒久化。

②研究開発に係る租税特別措置の恒久化

③連結納税制度の見直し

④受取配当金の全額益金不算入と負債利子控除の撤廃

⑤欠損金の繰り戻し還付

(2)法人課税(地方税)

①地方法人二税(法人住民税・法人事業税)の見直し

- 地方法人二税の縮減、超過課税の廃止を。

②償却資産に係る固定資産税の廃止

③事業所税の廃止

- 外形標準課税と重複している事業所税は廃止を。

(3)法人課税(国税・地方税・2020年度まで)

- 2020年度までに法人実効税率については、段階的に20%まで引き下げを。

(4)国際課税

①移転価格税制の見直し

②租税条約締結の推進

3. 内需拡大・経済活性化を支える税制改正

(1)住宅取得に係る諸課税の簡素化、改修工事に対する税制優遇拡大

(2)高齢者の資産ストックの現役世代への移転促進に対する税制優遇拡大

- 贈与税の暦年課税における非課税枠の更なる拡大。
- 教育資金を目的とする贈与税の非課税枠を新たに設けることも検討すべき。

(3)金融所得課税の一体化推進

- 金融所得については、幅広く損益通算を認めるなど具体的な施策の実現を。

(4)PFI事業に係る課税の特例

- ①インフラファンド等の民間資金活用のための税制優遇制度創設
- ②PFI事業者による大規模修繕のための積立金制度の創設

2013年度税制改正に関する要望

公益社団法人 関西経済連合会

健全な財政は、企業活動や国民生活のベースであり、景気の良い不調に関わらず、絶え間ない歳出の削減努力と安定財源の確保によってこれを維持せねばならない。

そもそも、健全な財政なくして、企業の発展や国民の安心はありえず、ひとたび財政破綻ともなれば、経済活動や国民生活に甚大な悪影響をもたらす。

こうしたことから、消費税率引き上げによって財政を安定させることは、社会保障制度を維持して国民の生活を守り、経済成長のエンジンである企業が国内で安心して生産・雇用を継続・拡充するために必要不可欠である。

長引くデフレ経済による税収の落ち込み、急速な高齢化によって膨張し続ける社会保障支出の増加などにより、わが国の国と地方を合わせた公的債務残高(対名目GDP比)は既に200%を超え、OECD加盟国の中で突出して高い水準が続くなど、財政状況は極めて厳しく、国債価格暴落、長期金利急上昇の瀬戸際にある。

これまで日本国債の信認を支えてきた主な要因は、「経常収支の黒字」、「国債の国内消化」、「十分な消費税率引き上げの可能性」の3点であったが、これらも既に揺らぎ始めており、財政再建はまさに待ったなしの正念場にある。

しかしながら、現行のこうした危機的状況を回避する術は一つしかなく、それは「膨張する社会保障費の抑制」と「消費税率引き上げによる安定財源の確保」、そして「成長戦略の着実な実行」を三位一体で同時に実行に移すことである。

この三位一体の改革を実現するため、税制面で以下の対応が不可欠である。

- ①税の直間比率を見直し、景気に左右されやすく、税収維持の限界が明らかな法人税などの直接税から、景気の影響を受けにくい間接税に軸足を大きく移し、安定財源を確保すること。合わせて、経済成長につながる法人税減税を実現すること。
- ②年金制度抜本改革と合わせ、基礎年金は消費税を中心とした全額税方式へ段階的に移行すること。

- ③そのためにも、年金、医療、介護および生活保護などの社会保障費の削減を先送りしないことと、成長戦略の実現を前提に、2020年度までに消費税率を少なくとも15%までに引き上げること。
- ④社会保険料負担を含めた企業の公的負担水準が上昇するなか、企業の海外流出を抑え、国内の雇用と税収を確保するために、国内に残って研究開発や設備投資を行う企業を、研究開発税制や投資減税、個人消費促進・内需拡大につながる税制措置によって支援すること。
- ⑤合わせて、グローバル展開する企業の二重課税問題や租税条約をはじめとする国際課税の課題や、競合する主要各国との法人実効税率格差などを是正することで、納税地となる本社を企業が国内に留めることができる体制を早急に整えること。

こうしたことから、本提言は、経済成長と雇用の維持・創出の牽引役である企業の円滑な活動を阻害する要因を排除し、また財政再建を果たすことで社会保障の維持を可能とさせるための税制改正について提言するものである。

記

1. 国の財政再建を支える税制改正（国の安定財源確保と歳出抑制）

(1) 消費税（2015年10月まで）

①消費税率の5%引き上げ

現在、国会で法案審議中の消費税率の5%引き上げについては、わが国財政への信認の毀損を避けるため、法案を早期に成立させ確実に実行すべきである。ただし、消費税率引き上げは、社会保障給付費の大幅な削減が大前提であり、消費税率引き上げに伴う年金の物価スライドは停止し、消費税率引き上げによる税収増の一部をこれに充てる政府の方針は再考すべきである。

②共通番号制度と合わせた給付付き税額控除制度の早期導入

消費税率引き上げに伴う低所得者層への配慮として、就労インセンティブの効果もあり、また、結果的に生活保護費の削減にもつながる「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。そのためには、正確な所得の捕捉により、確実な税額控除を実現することが必要であり、税と社会保障の共通番号制度の導入が不可欠である。2015年1月より導入される共通番号制度については、税の徴収や社会保障給付に対する国民の不公平感解消のために所得捕捉内容を強化するとともに、官民双方において相当規模の事務負担やコストが発生することが想定されるため、制度の運用にあたっては、民間の関係者との事前協議を十分に行い、実務面で問題なく対応できるようにすべきである。

③二段階での消費税率引き上げに伴う企業負担の軽減

消費税率の引き上げを2014年4月に8%、2015年10月に10%に二段階で行うことについて、企業はシステム更新など大きな負荷・コストを強いられる。その後の消費税率引き上げも視野に入れ、税率引き上げに伴う企業負担がいたずらに増加しないように考慮すべきである。例えば、消費税率引き上げのたびに、システム更新を伴う内税方式・外税方式の変更を安易に行わないようにすべきである。

(2) 消費税（2020年度まで）

①消費税率を少なくとも15%まで引き上げ

消費税率を10%まで引き上げることによって、足元の社会保障安定財源確保の課題は一定改善できる。しかし、急速な高齢化の進行に伴って社会保障費はなおも膨らみ続けていく。社会保障費の適切な抑制はもちろん必要であるが、社会保障制度の中長期的な維持のためには、さらなる安定財源を確保することが必要となる。具体的には、消費税率を2020年度までに少なくとも15%まで引き上げることは避けられないと考える。

②軽減税率導入の検討

EU諸国などは、低所得者層への配慮として、給付付き税額控除制度とは別に食料品などの生活必需品などに軽減税率を導入することで対応している。まずは、共通番号制度と合わせた給付付き税額控除制度の導入を進めるべきであるが、その後、仮に消費税率を15%超に引き上げる際には、軽減税率導入を検討すべきである。但し、軽減税率については、政策効果の薄さ、適用範囲の課題等が指摘されており、給付付き税額控除制度と軽減税率について十分比較したうえで、税額控除制度か軽減税率のどちらか一方の実施を検討すべきである。

③インボイス方式の導入

EU諸国では生産から最終消費までの各取引段階で課税されている消費税が二重課税にならないように、インボイス方式を採用している。わが国では、取引慣行や納税義務者の事務負担に配慮し、税額控除の方式としては、帳簿上の記録等に基づいて控除できる「請求書等保存方式」が採用されているが、「益税」の問題が指摘されている。今後、消費税率を15%超に引き上げる際には、軽減税率の導入と合わせて、消費税制度の透明性・公平性の観点から、インボイス方式の導入を検討すべきである。

④基礎年金の消費税を中心とした全額税方式への段階的な移行

現行の賦課方式（世代間扶養）による年金制度では制度の持続可能性がなく、抜本改革が必要であるが、国民の最低生活保障機能を確保するためには、

消費税率を少なくとも 15%まで引き上げることを前提に、基礎年金は消費税を中心とした全額税方式へ段階的に移行すべきである。

2. 産業空洞化の防止と成長力の創出・強化を支える税制改正

(1) 法人課税（国税・2013 年度改正）

① 投資減税の導入・投資促進に係る租税特別措置の恒久化

経済成長を支え、産業空洞化を防止するため、設備投資に対しては幅広く税額控除が可能となる税制措置を講じるべきである。例えば、環境・エネルギー技術などの成長力の創出・強化に資する分野の国内設備投資、国内での生産拠点の分散化を図りサプライチェーンの海外流出の防止に資する設備投資などに対しては、これを促進するための税額控除措置を導入すべきである。

また、グリーン投資減税に関しては即時償却対象設備を 2013 年 3 月末までに取得したものに限定するのは拙速であり、対象となる取得期限を延長するとともに、措置の恒久化についても検討すべきである。

② 研究開発に係る租税特別措置の恒久化

将来にわたる成長力の創出・強化のためには、技術力のある中小企業も含めた民間の研究開発に対して、国として税制上の支援を強化すべきである。2012 年度税制改正において、試験研究費に係る税額控除の適用期間が 2 年間延長されたが、上記投資減税同様、延長ではなく恒久化を検討すべきである。

③ 連結納税制度の見直し

連結子会社の対象は、「連結親法人によって発行済株式の 100%を直接または間接に保有される内国法人」と定義されているが、海外主要国の税制では 100%未満の子会社でも連結納税対象に含まれている例が多く、わが国でも企業のグループ経営の選択肢を広げる形で対象範囲を拡大すべきである。

④ 受取配当金の全額益金不算入と負債利子控除の撤廃

受取配当金は、これを支払う法人の段階で既に課税済みの利益から支払われている。二重課税排除の観点からは、受取配当金を全額益金不算入とするとともに、負債利子控除の廃止も含めた見直しを行うべきである。

⑤ 欠損金の繰り戻し還付

2009 年度税制改正において、中小企業に限定して凍結解除された欠損金の繰り戻し還付を、大企業を含むすべての企業に適用すべきである。

(2) 法人課税（地方税）

① 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の見直し

わが国の法人実効税率が国際的に高くなっている要因として、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）の存在が挙げられる。法人実効税率引き下げ

による成長戦略の推進と地方財源安定化のため、消費税率引き上げを前提に、景気に左右されやすく税収の東京一極集中構造がある地方法人二税の縮減、超過課税を廃止し、地方財源も間接税である地方消費税の比重を高める方向に移行すべきである。

②償却資産に係る固定資産税の廃止

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、国際的に稀な税制である。そもそも事業用償却資産は事業所得を獲得するための費用という性質がある上に、事業所得に対しては法人課税がある。また、事業の性格から設備を多数所有する特定業界に税負担が偏る傾向があるなど、課税の公平性の観点からも問題がある。償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

③事業所税の廃止

事業所税（1975年に都市環境整備財源を確保するための目的税として創設）は、都市計画税が徴収される中であって、すでに所期の目的を達成している。また、企業の新規開業や事業所の立地を阻害する税となっている。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担の問題もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

したがって、事業所税においては、所期の目的は果たされた、もしくは他の税により代替されているものとして、廃止すべきである。

(3) 法人課税（国税・地方税・2020年度まで）

日本企業の国際的なイコールフットイング確保のため、法人実効税率については、投資減税措置などとも合わせて、遅くとも2020年までにわが国企業の主要な競争相手であるアジア主要国並みの水準（約20%）まで段階的に引き下げ、企業のキャッシュ・フローに直接影響を及ぼす税負担を早く軽減すべきである。これにより、国内の設備投資と雇用を創出し、株価上昇の資産効果や雇用者所得増による消費拡大により、デフレの脱却とともに経済成長を実現させ、結果として、税収増を通じて財政健全化にも貢献することが期待される。

(4) 国際課税

①移転価格税制の見直し

2011年度税制改正大綱には、適用順位廃止に伴う運用・算定方法の明確化や独立企業間価格幅の取扱いの明確化等を図ることが盛り込まれたものの、未だ企業と税務当局の見解の相違による追徴課税が後を絶たない。見解の相違を減少させるべく、さらに具体的な統一見解が早期に明示されることを引き続き求める。

②租税条約締結の推進

日本経済にとって、アジア諸国との連携強化によってその成長力を取り込むことは重要課題である。安心かつ確実なグローバルビジネス環境を整えるために、租税条約の締結の一層の推進が求められる。その際、親子会社間配当に係る源泉徴収を免除していくことが必要である。

3. 内需拡大・経済活性化を支える税制改正

(1) 住宅取得に係る諸課税の簡素化、改修工事に対する税制優遇拡大

現在、住宅の取得の際には、土地や家屋に対して、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税などが重層的に課税されており、住宅の取得者にとっては事務面も含めて大きな負担となっている。消費税率の引き上げを含む税制の抜本改革を機に、これら住宅取得に係る諸課税の整理・簡素化を行うべきである。

また、住宅の取得のみならず、住宅ストックの居住性の向上や長寿命化のための改修工事を行うことも経済波及効果が期待される。特に、耐震強化などの防災・減災に寄与する改修工事は政策的な支援の意義がある。したがって、省エネ・バリアフリー化・耐震強化等の目的で改修工事を行った場合には、所得税額控除や固定資産税減額などの優遇措置のさらなる充実が必要である。

(2) 高齢者の資産ストックの現役世代への移転促進に対する税制優遇拡大

高齢者の資産ストックを現役世代へ移転し、現役世代の消費や投資を増やすことは経済活性化となる。このため、贈与税の暦年課税における非課税枠のさらなる拡大、教育資金を目的とする別枠の非課税枠を設けることも検討すべきである。

(3) 金融所得課税の一体化推進

1,500兆円を超えるわが国の個人金融資産運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促して経済を活性化させる観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、かつ合理的な税制を構築する必要がある。2012年度税制改正大綱では、引き続き「公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」するとして、金融所得課税の一体化に向けた一定の方向性が示されており、このことも踏まえ、配当・株式譲渡・国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得については、幅広く損益通算を認めるなどの具体的な施策が速やかに実現されることを求める。

(4) P F I 事業に係る課税の特例

P F I (Private Finance Initiative) 事業は、民間にとって、インフラの整備・運営という新たな事業領域が開かれ、技術やノウハウを持つ企業の参入により、内需と雇用の拡大につながるものとなる。金融面においても、適切なファイナンススキームを構築できるなら、国内外の民間資金の誘導・活用により経済活性化につながる。こうしたP F I 事業の普及のため、以下の課税の特例措置を講じるべきである。

①インフラファンド等の民間資金活用のための税制優遇制度創設

P F I 事業への民間資金活用には、インフラファンド等の資金調達方法の多様化が必要である。わが国において、インフラファンドの例がなく、P F I 事業の普及と合わせて、育成していくことが望まれる。このため、インフラファンド等への個人投資家も含めた民間投資の誘導をするための税制上の優遇措置（金融所得課税の軽減）を創設することが必要である。

②P F I 事業者による大規模修繕のための積立金制度の創設

P F I 事業において、対象施設は一定期間ごとに大規模修繕が必要となり、それに備えて一定期間内部留保を行う必要がある。しかし、公共からの事業者への支払額は平準化されている場合が多く、必要な修繕費用を捻出するために内部留保を行うと、現行の税制では課税されてしまうことになる。民間事業者が公共施設の大規模修繕に円滑に対応できるよう、非課税扱いとなる修繕積立金制度を創設すべきである。

以 上